

○会長 それでは、時間になりましたので、第5回補助金適正化審査会を始めさせていただきます。また、きょうもお暑いところ、ありがとうございます。

それでは、最初に、前々回の会議録の確認をいたしたいと思います。事務局の方でよろしくをお願いします。

○財政課長 遅くなりました。第3回の補助金適正化審査会の会議の記録をご確認をいただきたいと存じますが、1点、事務局の方から、ご報告といたしますかご訂正がございます。

3ページ、会議録の3ページの上の方の記述なのですが、ここは木造の賃貸住宅の建替え促進事業助成金の説明の中で、中ほどからちょっと上の方なのですが、事務局が委員のお尋ねに対して、「この14年のときには、共同建替えというより個別の建替えでございまして、規模も余り大きくなく、補助金としては300万円弱だったと思います」という記述があるかと存じますが、発言はこのとおりでございますが、内容のこの300万円という数字にちょっと誤りがございますかございまして、建替え促進助成金の補助金の総額につきましては、300万円弱ではなくて、443万2,000円でございます。300万円弱と申しますのは、国費の、国庫の補助対象事業費でございまして、正しい金額としましては223万2,000円ということでございます。ですから、議事録としてはこのままということで確認をさせていただければと思います。

以上でございます。

○会長 はい。今の点、よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、第3回会議録、これで確定ということでよろしくをお願いします。

それでは、議事の方に入っていきたいと思いますが、今回は事前に資料等を送付していただいたと思うんですが、その確認をまず、事務局の方でお願いしたいと思います。

○財政課長 事前送付資料、本日配付資料について説明。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今配付していただきました審査順に従って、審査の方に入っていきたいと思っております。

最初に、所管が防災課の補助金でございまして、団-6というところからでございます。まず、この団-6の防火防災協会事業補助金について、ご説明をお願いします。

○事務局 団体の6番 防火防災協会事業補助金について説明。

○会長 まず、この補助金につきまして、ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

ここ数年は、杉並と荻窪の二つの防火防災協会にそれぞれ22万円ずつ出されているようですけれども、いずれの団体もこの補助金に対する依存率はかなり低いといえますか、この団体自体が財務面で自立性が高いという点が少し、気になるところです。自立度が高い団体に対して、比較的少額の補助金であるという点が一つ論点になろうかと思えますけれども、いかがでしょう。

○委員 防火協会は各支部があり、世帯数で金額が違うわけですね。

○防災課長 そのとおりでございます。

○委員 それから、東京連合防火協会負担金は、隔年ごとにその金額を、都の方に出すんですか。

○防災課長 一応、上部団体になっており、今現在、財団法人の東京防災指導協会と名称が変わったとお話も承っておりますが、一応、分担金としてお出ししているようです。

○委員 そうですか。わかりました。

○会長 ほかにいかがでしょう。

これは偶然なのかもしれませんが、それぞれ二つの防火協会とも繰越金が大体18万円ぐらいありまして、補助金額に近い額が繰り越されているということなのですが、この点は何かあるんでしょうか。

○防災課長 それぞれの事業に基づいて執行の残ということで、とりたてて意味はないと思っております。

○会長 いかがでしょう。

団体に対する補助金もいろいろありますけれども、この防火防災協会自体、役割自体はここに審査表にも書かれているとおり公共性・公益性が高いといたしましても、先ほども申し上げましたが、財政的に自立度がかなり高い団体で、この補助金を支給することで、その活動がどれだけより効果が上がったのかがやや見えにくいかなというところが一つ見えるかと思うんですが。恐らく、こういう、地域でいろいろな活動をする団体にとっては、区との関係、その地域の自治体との関係というのが非常に重要になってきて、いろいろその地域で活動するに当たって、こういう、区と補助金をもらっている団体であるということで、一種信用が得られるというような部分もあろうかとは思いますが、こういう補助金という形で区との関係を築かなきゃいけないのかどうか。この活動自体で補助金がどれだけの役割を果たしているのかというのは、少し考えていかなきゃいけないところかなというふうに思うんですけれども。何かご意見はありませんですかね。どうでしょう。

○委員 これは、昔、名称は防火協会と言っていたんですよね。歴史は、大分古いでしょう。

○防災課長 終戦後と言っていますので、もう60年ぐらいの歴史がございます。地元とかなり密着した団体でございますので、そういう意味ではパイプ自体が太いかなと認識しております。

○委員 実は、私ごとで申しわけないんですが、できた当時に私の祖父が入ったんですが、その雰囲気は今とはちょっと違うんでしょうか。だけど、町会から何万円というお金を出しているわけですね。そうしますと、当時、何かこう、うちの父がかたいせいか、何かお金が多少、慰安の意味で飲み食いに使うとは何事だということで、父は脱会しちゃったんですけど、その後しばらく入っていないで私もそのままきちゃったんですけど、最近入ったわけです。総会がありますね。そのほか、いろいろ打ち合わせもある。そのときに、やはり茶菓代を出していますね。あんなの要らないような気がするんですけどね、ほかは補助を出していませんので。そういうところでどうなのかなという、古いしきたりもまだ残っているのかなという感じはいたしますけれども。

○会長 区からの補助金自体は非常に少ないので、そこら辺は自前の経費でやっているということなんでしょうけれども、そういう点でも特に問題はないのかもしれませんが。

少し、こういうふうには財政的に自立したような団体に対する補助金のあり方、この個別の問題ももちろんそうですが、少し考えていかなきゃいけない点かと思いますが。

特にないようでしたら、次の方にいかせていただきますが、よろしいでしょうか。

○委員 いや、継続ということですか。

○会長 今、ここの議論ではこういうことですが、前にお話したように、ここにまたそれぞれの立場でお考えを示していただくことになろうかと思いますが。

それでは、次に、団-7、少年消防クラブ消防少年団事業補助金ですね。お願いします。

○事務局 団-7、少年消防クラブ消防少年団事業補助金について説明。

○会長 これはいかがでしょうか。

○委員 基本的には全く反対はございませんけれども、このそれぞれの少年団体の単位といますか、それは何人ぐらいということは把握できておりますか。

○防災課長 杉並の方が51名、荻窪が43名でございます。いずれも小学校3年から中学校3年までの学年の者を対象としております。

○委員 それから、高井戸なんかは、こういうものをつくろうという動きは。

○防災課長 消防署が二つなものですから、それに対応して二つということです。

○委員 子供たちは、やはりユニホームか何かを着て巡回するとか、そういうことをされているんですか。

○防災課長 はい。当然、ボーイスカウトのようなといえばわかりやすいかもしれませんが、ああいうようないでたちのコスチュームを持っておりまして、例えば先日の消防団の操法大会と申しますか、順位を競うような大会にも、正装して見学と応援に参加しているというような形で参加しております。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 ちょっと単純な質問なんですけど、これはさっき防火協会というのがあって、そのほかにこういうような組織があるということ。ただ、決算書を見てみますと、防火協会から補助金として14万円出ていると。繰越金が3,000円ぐらいでほとんど使い切ってしまうような状況で、例えば何か別組織でやるんじゃないかと、普通の防火協会の一つの活動としてやって、別に別会計じゃなくて、一緒に処理するというのは、これは何でしないのかなという気がするんですけど。設立経緯とかそういうのがあるのかもしれないんですけど。

○防災課長 全くおっしゃるとおりでございまして、これは消防少年団の方は消防署に所属している団体でございまして、防火防災協会というのは地元で立脚した任意団体ということですかね。ですから、成り立ちも全く違っていることもございまして、その辺の、お子さんたちの育成という意味で、地元の方からバックアップして補助金を出している。そういうような流れがあるものですから、私どもとしても全く違う組織としてみなさざるを得ないなというところでございます。

○委員 こういうふうに別々に活動していると、補助金を出しているところからまた補助金をもらったりしているとお金の出入りが複雑になってしまって、全体的にちょっと見えにくいという気がしますね。そういう設立経緯があるということなので難しいんでしょうけれども、やはり何か、例えば防火協会があったら防火協会の一つの活動としてこういう活動が吸収されるという形で、一括して補助金を出すなら出すで防火協会に出すとか、防火協会がかなり経済・財政的に自立しているのであれば、そういう形で何かうまくやっていっていただけるといいような気がするんですけどもね。

○会長 先ほどの防火協会自体は、一応、消防署の所管にはあわせて、区域にはなっているわけですね。

○防災課長 そのとおりでございます。

○会長 ただ、例えば事務局的な機能というのは、本当に消防署とは切り離された形でなされていると考えていいんですか。

○防災課長 一応、事務局は消防署内に入っております。担当がいないと、どうしても詳細な会計等についての管理し切れないようなところもあるかもしれません。

○会長 消防署の職員が事務局を兼ねているということですね。

○防災課長 すみません。事務局というよりは、窓口と言った方がいいかもしれません。

○会長 そうすると、ますます重なってくるところがあるかなど。外から見ると、少なくともそう見えるところがあるわけですし、また、金額的にも、これ、杉並防火協会からはこの少年団の方に14万円となって、荻窪の方はどうなんでしょう。ちょっと、私、見落としているかもしれませんが。やはり同じように出しているのでしょうか。入っていますね、20万円ですか——違うか、これは。これではないか。

○防災課長 よろしいですか。定期的に出ている場合と出ていない場合があるものですが、それぞれの団体、必要に応じて助成をしているという形をとらせていただいております。

○会長 それから、この消防少年団、何を成果と見るかというのはなかなか難しいところだと思うんですが、防災に関心を持ってもらうということで、この活動自体は参加した子供にとっては非常に有意義なものになると思うんですが、やはりその後、次の補助金にも関係してきますが、消防団とかそちらの方にどうつながっていくのかとか、やっぱりそういう、そこが一番問われてくるのかなと思うんですが、そこら辺はどういうふうに所管としてはお考えでしょうか。

○防災課長 何分にも、この補助金は平成9年度開始でございます、それから今は8年と。最大で、15歳の方が23歳という状況でございます。これからの課題かなと思います。

それから、ことしから始めますけど、中学生の防災レスキュー隊というのをまた、教育委員会の方で、各学校、ことしは5校30名ぐらい養成しようということになっておりまして、そこら辺にもつながっていく可能性もあるかなど。小学生のころから取り組んでいただければ、そういった、地元への貢献できる第二のステップとしての、レスキュー隊のようなところへの所属ということもこれからあり得るんじゃないかなと思っております。

○会長 大体、こういう補助金はどこでもやっているんですが、余りつながっていないんですよね。そこをやはりうまくつなげていくことをやらないと、もちろん、こういう関心

を持ってもらうということ自体も意味があるんですけども、やはり地域の防災の問題で、消防団が非常に存亡が問われていると言っても過言ではないような状況になっているところも多いですけども。そういった点からも、有効な補助金のあり方というのを考えていく上では重要になってこようかなと思います。

ちょっと今関連しましたけれども、今のこの消防少年団のはよろしいですか。

(なし)

○会長 では、次の消防団事業補助金の方をお願いします。

○事務局 団体の8番、消防団事業補助金について説明。

○会長 ありがとうございます。これに関してはいかがでしょうか。

消防団員というのは、定員というものがこれは法令か何かで決まってあるんでしょうか。

○防災課長 都の条例で決まっております。ちなみに、杉並が400で荻窪が350です。

○会長 やはり、年々、率は低下しているようですね。

○防災課長 ただ、ここに来て、たしか荻窪消防団だと思ったんですが、定年制をしようかという動きが今ありまして、たしか60歳定年でいこうかと。17年度から徐々に始まってきているように聞いております。少し若返っているかなと。

○会長 ただ、定年制をしくと高齢の方が抜けるので、充足率が余計に下がると思うのですが。

○防災課長 逆なんですね。逆に若い人が入ってきやすくなるだろうと、そういう判断も働いているように聞いております。実質的には減っていないものですから。そういう意味では、一つの賭けかもしれませんが、英断かなと思っております。

○会長 事務事業評価表で見ますと、3年くらいは低下しているように見えるんですけども、じゃあ、今後は期待できるというご判断ですか。

○防災課長 直ちに効果が出るとは思いませんけれども、ただ、やはり新陳代謝をよくしたいという思いからだと思しますので、そういう意味では温かく見守っていきたいなと思っております。

○会長 いかがでしょう。

○委員 今のお話でございますけれども、私たちの地区の消防分団では、たまたま、女性消防団員が育成委員に入っておりますので、いつの間にやら、若い委員、いわゆるPTAのお母さんに大分勧誘してふえたようでございますので、大変結構なことだと思っております。

○防災課長 女性団員もふえたかなと思うんですけども、まあまあ微増ぐらいで、もう少し、これは可能性としてはあるんじゃないかと思っております。女性団員がふえると、ますます活性化するかなと思っておりますので、そういう意味でも地元働きかけをしていければなと思っております。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 この収支の決算書なんですけれど、最終的に繰越金がゼロになっていますけど、これは何か助成費か何かで調整されているんですか。それとあと、支出のところ大きいのが、福祉共済費というのが多いように見えますけれど、これはどのような性格のものなんでしょうか。

○防災課長 この、ほかに私どもで把握しているのはこういうものでございまして、それ以外に補助があるかないかというのは、今、把握しておりません。ただ、防火防災協会等からの支出金もあって、これでやりくりしているように聞いております。

それから、今の福祉共済のことですが、これがやはり保険といいますかそういったものに掛けているものでございますので、人数分だけの頭割りですれなりの額にいつているんじゃないかなと思っております。

○委員 すみません。収入の面で言われたんでしょうか。助成費というのが支出のところであるものですから、そこは端数になってこれで調整されているのかなと思ったんですけど。

○防災課長 わかりました。運営助成費の減の分を活動助成費の方では補てんしたという形になりますね、これは。このゼロになったという意味ですか。

○委員 ええ、そうです。どうやってゼロにされているのかなと思って。

○防災課長 申しわけございません。もう一つの、防火防災協会からの助成費の方での調整というふうに考えております。

○会長 よろしいですか。

○委員 いや、収入の方は22万5,000円の助成費が、決算額でも載っているんですよ。それに対して支出がぴったりでおさまっているものですから。最後の、この助成費って、何か同じようなのが収入と支出で出ているので、どういうふうに受け取っていいか、よくわからなかったんですけど。

○会長 ここに載っているということは、消防団がどこかに助成しているという意味になりますよね。あるいは、何と申しますか、例えば荻窪だったら、予算額では同じ額、助成、

収入の分と同じをやっておいて、調整するためにその端数分をうまくもとに戻すとかなんとかということなんでしょうかね。

○防災課長 次回にでも改めて、きちんと調べてまいります。

○会長 はい。では、よろしくお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、次に、防災市民組織連絡協議会に対する補助金をお願いします。

○事務局 団体の9番 防災市民組織連絡協議会に対する補助金について説明。

○会長 いかがでしょうか。これは防災課が事務局を担当するということになっておりますけれども、区の事業としてそのままやってしまうということはできないものなんですか。

○防災課長 なかなか難しいものでございまして、防災会は163団体ございますけれども、連絡協議会の理事会が代表の17名の方が出てまいりまして、そこで基本的には、自主運営的にテーマ等々を設定していく。もちろん、私どもも事務局の方で、素案等々は、たたき台等でお渡しするわけですが、そこでもんでもらうという形をとっております。なかなか、私どもが全部仕切るということは、やはり自主防災組織の名に反するのではないかと考えております。

○会長 いかがでしょうか。

関連しますので、次の防災市民組織に対する助成の方に行きましょうか。お願いします。

○事務局 団体の10、防災市民組織に対する助成について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 ちょっとお伺いいたします。組織されて30年近くなるんですね。

○政策経営部長 30年ですね。

○委員 それで、最近、脱会する防災会あると伺うんですが、どういう理由で脱会するのでしょうか。

○防災課長 ございます。一つは、建物の建てかえです。例えば、都営アパートなどの建てかえというので、一時解散というのがございます。

それから、先日は、一つ、すごく小さな防災会があったものですから、二十数名だったと思うんですけども、そういった防災会が1団体、解散したいというようなお届けがありますけれども、基本的には163前後で推移しているという状況でございます。

○委員 ただ、私も防災会の一員でございますけれども、年度末に、こちらの資料の方に

載っておりますけれども、助成総額以降になります。運営助成の基本定額ですか、それと、防災活動助成ということで、1世帯ですか、16円×世帯数それから防災活動回数となっております。毎年3月になると頭を痛めておるんですが。以前はいただいたこのお金は全部活動に使ってしまえと、それで赤字にせえということで、赤字にするために、随分苦勞するんです。それで、できたてのころは、いろいろと、役員さんとかのユニホームとか、その他、ヘルメットとか準備いたしました。最近では中越地震の問題もあるものですから、避難所に行くまでに、一時的に防災会で確保できるなら備蓄品として、お水とか、お菓子類ですか、ビスケットとか、おかゆとかいろいろ、最近は買ってございまして、たまにうちに場所がありますものから、組み立ての倉庫に今納めてあります。いざというときに地域の皆さんに少しでもお配りできればと思って、今準備してあります。なれてはまいりましたけれども、余ったら返していただきたいということになっておりますので、この調子でこれからもやっていこうかなと思ってございまして。

ただ、その活動をするのに、やはり人を集めるのに大変苦勞しています。モデル防災会でも何人ぐらい出すということで出しておりますけれども、たくさんの人に本当に興味を持っていただくことを望んでいます。いざというときには助けるでしょうけれども、訓練となるとなかなか出にくいということで、苦勞しています。

○防災課長 全国的な課題でございまして、防災会の平均年齢は、町会と同じように年々上がってきております。ただ、上がってきているからいけないのかといいますと、元気な方も当然いらっしやいまして、その中での頑張りというものも、またこれから必要かなと。知恵を持ってございまして、その知恵を生かして、構想としては少し先の話になりますが、先ほど申しあげました中学生の活躍ですとか、そういったところにこれから焦点も当てていく必要があるんじゃないかなと思ってございまして。ああいうお子さんたちがこれから20歳、30歳になってきたときに地域の中でどういような貢献ができるかというところで防災会がその受け皿になるというのは、非常に大きな責務があるんじゃないかなと、思っている次第でございまして。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 先ほどの、防災市民組織連絡協議会と、それから、今回の防災市民組織です。先ほど、連絡協議会で代表者が、17名ですか。それは、その間に何か、両者の関係がどうなっているのか、組織的に結構複雑になっているのかどうかというのがちょっとわからな

いので、教えていただきたいんですけども。

○防災課長 かしこまりました。

17というのは、基本的に昔の出張所の単位でございます。その中でそれぞれ防災会が、多い少ないはございますけれども、連合を組んでいるところもございまして、あるいは、17の中に10カ所とかあって集まって、一緒に訓練をやったりとか、というふうにしております。ですから、そこの長が理事になっておまして、それが17名出てきて、理事会を構成しているという形になっております。

○会長 よろしいですか。

○委員 これは資料添付の団-10の裏面なんですけれども、三谷防災会というんですか、ここを見ますと、先ほど委員が言われた収支差額、次年度繰越金というのが載ってまして、何か特段問題ないような記載の仕方をされていると。それから、補助金、区で助成金で、3団体平均96%、この場合には何か、町会費等の補助が、防災服自己負担分か何か、それは計上されていますけれども、この支出の中で、小学校の地域防災連絡会の補助ということで、区が100%近く出している中からまた補助金を出しているというような書き方をしていますけれども、こういうものは問題はないのでしょうか。

○防災課長 学校地域防災連絡会は、前回ご説明があったかもしれませんが、今は震災救援所連絡会に変わろうとしております。そこに、区の方からは1万2,000円の事務費としての補助を出しております。それに対して、各団体が持ち寄りで訓練に必要な資機材費として投入している、と。ですから、補助といいますよりは、それぞれ持ち寄った形の訓練実施費用というふうにご理解いただければよろしいかと思えます。

○委員 あと、繰越金がありますけれども、繰越金は特に問題はないということですね。

○防災課長 失礼しました。繰越金については、町会等からの補助もございまして、私どもの補助についてはこうだと、町会についてはこうだという形で切り分けた形の精算をさせていただいております。

○会長 よろしいでしょうか。こういう自主防災組織のあり方、今いろいろな災害の問題もありますので、今後問われてくると思いますので、より有効な使われ方をさせていただける方法で、基本的にはその重要性という点はよろしいのかなというふうに思いますが、何かございませぬでしょうか。

とりあえず、防災課関係の5件の補助金を見てまいりましたが、特にないようでしたら、次に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、団-17ですね。民有灯助成金、お願いします。

○事務局 団体の17番、民有灯助成金について説明。

○会長 はい。これについてはいかがでしょうか。

民有灯自体の整備といいますか、何といいますか、必要などころにはもう既についていて、今後ふやさなきゃいけないとか、そういう話ではないわけですね。

○維持課長 当然、現金として給付はしていないんですが、道が新しくできる場合もごさいますし、そういう場合には区の方で設置をして、町会の方に寄付というか受け渡しをしております。ですので、新しくふえるということはごさいます。

○委員 ここでいう私道というのは、大部分はその私道に面している人だけが利用するんじゃないくて、ほかの人も多く利用するというふうに理解してよろしいわけですね。

○維持課長 私道もいろいろございまして、多くは皆さん、私道というふうに認識をしない、いわゆる区道と変わらない状況の私道がほとんどでございましてけれども、例えば行きどまり私道みたいなものもございまして、これについてはかなり、準公道とは言えないとか、公共性は若干低めの私道というものもかなりございまして。

○委員 ここでいうのは、普通の公道に準ずるようなものがあるんだらうなというようなイメージを持っていたんですが。そのときに、区民への周知・PRを一層努めるといことで、区からの補助が出ていないという認識が十分持たれていないということなんですけれども、確かにそういうことを認識してもらうということは重要だとは思いますが、私道のうちでかなり公道に準ずるようなものがあるならば、むしろそれは区が出して当たり前なんじゃないかなという印象を持つんですけれども。そういうような状況で、殊さら、区が補助を出しているということをしてPRすることを強調するというのはどうしてなのかというように、ちょっと疑問に思ったもので。

○維持課長 確かにおっしゃるとおりなんですけれども、例えば経年変化でいろいろ腐食をしたり問題が出てございまして。私道の場合は区が管理しておりませんので、若干経年的に傷みが激しいというものもございまして、できれば、少しは自分のものとして大事に扱っていただければありがたいという気持ちで書かせていただきました。

○会長 恐らく経済学者ですと、こういう街路灯を設けるのは公共財であって、それも政府のサービスの一環であるということだと思んですが、こういう民有灯で補助を受けずにみずから設置し管理しているというものもあって、そういう違いがあるということも一

つあるんですか。

○維持課長 もちろん、補助でございますので、申請がないものについては私ども関知しておりませんので、存在しておるかと思えます。

○委員 あと、周知・PRって、具体的にこれはどういうふうにするようにお考えなのか。

○維持課長 実態としましては、申請をしていただくときに、これは皆さんのものですよというような形でパンフ等をお渡しするしかないのかなと。広報を使って、皆さんのものですよというほどのPRは、今のところ考えてございません。

○会長 こういう補助金を出していますが、一種のアドプティブな仕組みというふうを考えて、自分のところ、いわゆる民有灯についてはきちんと見てもらうということになるかと思うんですけども。

○委員 そういうところは、防犯の意味で、例えば木が茂っていますよね。それで、明かりが半減してしまうというようなところは、皆さんに協力をいただければと思います。

○維持課長 基本的には民家の中に茂っている木が多うございますので、基本的には区は切れません。ただ、最近お年寄りがふえて、なかなか管理ができないということで、区でやらざるを得ないというケースは、だんだん多くなってきているかと思えます。

基本的には、それぞれ住んでいる方が木もメンテナンスをしていただくということが原則でございます。

○会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本当はつなげてやってもよかったんですが、所管は変わりますけれども、団体の27から30までが、やはり同じような、商店街の装飾灯ということになりますけれども、その関係になります。こちらの方を一括してお願いします。

○事務局 団体の27番 商店街装飾灯美化費助成、28番 商店街装飾灯電気料助成、29番 商店街装飾灯修繕費助成、30番の商店街装飾灯設置工事費助成について説明。

○会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員 団-30番の17年度の補助金の予算額、これが非常に伸びているんですが、これは先ほど言われた30メートルに1基とか、関係あるんでしょうか。

○産業振興課長 本年度、実計の本数で見えていますので、計画上の予算として計上しています。

○事務局 委員ご指摘のとおり、距離制限を取っ払ったためにこの額がふえているという面が確かにございます。

○会長 団-28も同じことなんでしょうね。

○事務局 はい。さようでございます。

○委員 実際には、商店街というのは何メートルに1基ぐらいつくっているんですか、設置。

○産業振興課長 場所によって異なりまして、主に駅の近くの方が30メートルではなくて20メートルとか15メートルと、非常に密に立ってしまっていて、駅から離れた住宅街の方になると、30メートルに1本とかいうふうな傾向がございます。

○会長 30番の方は、都の方が見直したと。都と区が50%ずつですけども、都の方が見直してということ。区の方でということなんですかね。余りそれは関係ない話なんですかね。

○産業振興課長 これは都と区でそれぞれ3分の1・3分の1という意味で、地元が3分の1の負担ということです。杉並区は30メートルを基準で助成しておりますが、都はそういう基準はございません。

○会長 区の助成基準を変えるということですね。いかがでしょうか。

○委員 団体の30でございますけれども、16年度の予算が1,239万5000円で、17年度が5,025万円とありますが、都と話し合った上で17年度の額は決めたのでございますか。区だけが補助するのがこの5,025万円という額なのか。都と連絡をとった上での額なのか。

○事務局 東京都の補助制度は、区が出したものの半分が都の補助金として入ってくる制度になっておりますので、区として商店街に出す助成額がふえると、それに連動して都の補助金がふえるという形になっております。

○産業振興課長 ここに記載している額は、平成16年度までは区だけの負担ですけども、17年度は都と区が合わせた額になっています。

○委員 そうすると、区の方はこの5,025万の半分を負担されるということですね。

○事務局 ちょっと補足いたしますと、17年度から、区の方で、これは本当に予算上のテクニックのお話になってしまうんですが、予算事業のくくりを改めた関係で、今、産業振興課の方から申し上げたように、16年度までは都の分として補助する部分と、区の分として補助する部分を、別の予算事業という形で支出していた関係で、その今までの決算・予算額については、区の方だけをずっと扱ってきまして、17から都と区の分をわかりやすくするという意味合いで、同じ装飾灯の建設助成という形でくっつけましたので、金額としましては、16年度については、この2倍額が区の、都分と区分を合わせた額になりますの

で、ちょっとわかりにくくて申しわけありませんが、17年度は都と区の分を含めた区としての歳出額、16年度は都の分が入っていない額という形になっております。

○委員 はい。わかりました。

○会長 いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

○事務局 ちょっとまた補足で、申しわけありません。

今、私が申しあげました設置工事費につきましては、その予算上のくくりで、都分と区分をくっつけた関係で額が大きくなっているというのがあるんですが、電気料の方につきましては、くくりは以前と変えておりませんので、こちらについては、都補助はもともとありませんので、区分として純粋にこの額がふえた形になっております。

以上、すみませんが補足させていただきます。

○会長 よろしいでしょうか。

では、この装飾灯・民有灯の、商店街の装飾灯に関しては以上ということで、次にまた、番号的には戻って20番から25番のくくりですけれども、これ、10件ほどあって少々多いので、二つに分けて、まず、20番から。21は、また枝番に分かれている関係もあって多くなっているんですが、恐縮ですが23番まで一括してご説明をお願いします。

○事務局 団体の20番 商店街活性化緊急対策事業補助金、団体の21の枝番1 商店街いらしゃいマップ事業補助金、団体の21番の枝番の2 経営改善コーディネーター派遣補助金、21の枝番の3 魅力ある商店街づくり事業費補助金のうち、施設整備事業に関する補助、団体の21の枝番4 魅力ある商店街づくり事業費補助金のうち、ホームページ開設事業、21の枝番5 元気を出せ商店街事業補助金、団体の22番 千客万来・アクティブ商店街事業補助金、団体の23番 商店街地域経済交流事業費補助金について説明。

○会長 はい。少々件数は多いんですけれども、以上の点、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

20番につきましては18年度末で廃止するという事になっているようですけれども、そのほか、商店街への補助金で、企画提案型と言ってもいいのか、それに近いようなものもあるせいか、その予算額と決算額で少々乖離しているものがほかの補助金に比べればやや多いようにも見受けられますが。いかがでしょうか。

○委員 まず言葉の問題なんですけれども、この「指定商店会」というのが何度も出てくるんですが、これは一体幾つあって、その基準というのはどういう基準になっているのでしょうか。

○産業振興課長 指定商店会といいますのは、この補助金の交付の対象になった商店会ということで理解していただければ。

○委員 そういう意味で言っているんですね。

○会長 個々の補助金によって指定商店会の要件は違ってくるということになるわけですね。件数は、物によって違いますよね。

○産業振興課長 実施計画上の団体数に合った指定商店会数ということで、設定しています。

○事務局 今、産業振興課から申し上げましたとおり、この個々の補助金の対象となっているという意味合いで、実施計画上のものもありますし、それ以外の場合に使っている場合もあります。対象という意味でご理解いただければと思います。

○会長 先ほどちょっと申し上げましたが、予算額に比べて実際にその補助金、利用額が少ないということだと思うんですが、この中にもPR不足、周知をもう少し徹底といいますか、していく必要性ということが指摘されていたりもしますけれども、そういうPR不足の問題だけなのか、あるいは補助金制度そのものの使い勝手のよさとか、あるいは補助金を受ける対象となっている商店会のニーズに合っているかどうかとか、そういった点も含めて、個々の補助金によって事情が違ってくるかもしれませんが、もう少し何かございませんでしょうか。

○産業振興課長 PRは、毎年2月か3月ぐらいに、その翌年度には4月以降こういうような予算がつく予定ですよということで、個々の事業の説明をして、希望をとります。そういう段階で、やはり後継者の問題とか、自己負担というか地元負担も当然3分の1とかございますので、そういうのを勘案すると、なかなか手が挙がってこないというような事情もございます。特に、千客万来事業とかになりますとかなり大きな規模になりますので、よほど計画を練って、いいアイデアを出してこなければ、対象となりませんので、そういう意味で大きな商店街の方が比較的出しやすいということもございます。

○会長 はい。

○委員 今の千客万来のケースに関しては、補助割合が10分の10と書いてありますけれど。

○産業振興課長 10分の10でございます。あと、それ以上に経費がかかる場合は、商店街の方の負担でやってもらうというようなことでございます。

○委員 上限があるという意味でですね。

○産業振興課長 はい。1,000万円以内の補助金ということです。

○委員 何か、今の件に関していいますと、経営改善コーディネーター派遣事業補助金ということで、これが何か非常に寂しい結果ということで、PR不足もあり、実績が1件にとどまっているというふうに書いてありますけれど、この実績1件の助言結果というのは把握されているのでしょうか。

○産業振興課長 阿佐谷のパールセンター商店街の中のパン屋さんなんですけれども、そのパン屋さんの店内の改修をするということで、これを利用していただきました。

○委員 それは、結果としては。

○産業振興課長 おおむねよかったという声は聞いてございます。

○会長 そういう、よかったとか役に立ったという情報がほかの事業者にも伝わらないといけないということですね。やはり半額、自己負担分もあるでしょうから、よほどプラスになったということが知れ渡らないと、なかなか利用されないのかもしれませんが。

○委員 21-4、ホームページ開設事業なんですけど、これは急に、平成15年度になって補助金の予算額がぼんと4倍になって、決算額がいきなりぼんとふえているんですけども、これは何か特別な要因があったかということと、あと、もう一つこの手のものというのは、開設するだけが重要じゃなくて、その後はどうやってアップデートするかというのがそれ以上に重要だと思うんですが、これは例えば開設した後にちゃんと商店会の方で運営できているのかどうかというのは、その辺のところの評価はどうなっているのでしょうか。これは都との両方でやっておられるということですけども。

○産業振興課長 この補助金の制度は平成15年からスタートしていますので、予算が15年度からふえているということでございまして、開設をした後のチェック体制でございまして、区の方といたしましては、開いているということは確認してございまして、その更新やいろいろな情報を新しく発信していく点につきましては補助はございませんので、その辺は自己負担でお願いするというような形になってございます。

○委員 先ほども少し出ましたけれど、予算に対する決算額が少ないということですけど、21-3について予算の増減が非常に著しいわけですけど、しかも端数が大分ついていますので。何かこれは次年度の予算をつくる際に、もとになるようなデータがあったのでしょうか。

○産業振興課長 平成14年度は非常に額が大きいんですけども、これは高円寺のパール商店街でアーケードの建設がございまして、これは非常に大がかりな工事でしたので、ここは額が大きくかかっています。平成15年は、大きな商店街の装飾灯の建設がございまして

したので、小さな規模の建設でしたので、比較的小さく済んでいると。16年度については、装飾灯の建設が3カ所の商店街と、あと、カラー舗装が1カ所ということで、2,000万円余りの予算に対して576万2,000円の決算額というような状況でございます。

○委員 そうすると、もう、ある程度翌年の予算どりという意味でわかっているんじゃないかという。

○産業振興課長 説明会等を開く中で、翌年度あるいは翌々年度に計画をしているところがあれば教えてもらいたいというようなことで、区の方で把握をして予算化をするという流れでございます。

○委員 それで、14年度はパル商店街のアーケードということで6,000万円の予算をとっておいて、実際には1,000万円しかかからなかったというような形ですか。

○産業振興課長 決算額1,000万円になってございますけれども、実際、ちょっと記載を間違えているのじゃないかなと思うんですけども。額は、決算額はかかっているはずですよ。

○会長 では、これは調べておいていただくということですね。

○委員 そうですね。

○事務局 この額は確認して、また次回以降。

○会長 16年度も大分差があるので。ここも、数字を確認していただくということ。

○事務局 はい。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 あと、「効果を検証していく必要がある」という言葉が何度か出ているんですが、例えば21-5ですね。区としても、イベント事業で集客が一時的ではなくて永続的なものになっているかどうかという意味で、効果を検証していく必要があるというふうに書かれているんだと思うんですけど。そうしますと、そのあとに「本補助事業は、商店街の活性化と」というふうに書いてありますので、効果の検証によって活性化するかどうかというのがわかると思いますので、前後の脈絡がちょっとよくわからなくなっているのと、その効果を今後どういうふうに検証していかれる予定なのかということをお伺いしたいんですけど。

○産業振興課長 確かに、イベントを1回やって、一番わかりやすいのは、お客さん・来街者がどのくらい来たかということで報告書をもらおうと、3,000人来たとか5,000人の来街者があったというような報告書は受けますけども、ただそれが直接、今度売り上げ、それ

それぞれの店の売り上げに結びついたかどうかというふうになりますと、なかなかその辺がうまく連動しないような声も聞きますので、そういう意味では産業振興として補助金を出していますので、やはり商店街にとってもメリットがあるようなイベントを実施してまいりたいというようなことで、いろんな説明会とか、役員との話し合いの中では、こちらの方から、区の方からはそういうメリットが出るようなイベントにしてもらいたいというようなことは話してございます。

ただ、このイベントをやることによりまして、商店街がいろんな話し合いをしたり、計画を練る段階で、組織のまとまりが出てくるということで、目には見えない効果があるというようなことは、地元の商店街の方からよく聞いてございます。

○会長 いかがですか。

○委員 近くの商店街を見ていますと、毎回同じようなイベントをやって、そのときは確かににぎわっているように見えるんですけど、その後は相変わらず、イベントがイベントで終わってしまっているように思えるんですね。それを何か検証する方法はないかなど。そのイベントが一時的じゃなくて商店街の活性化になっているという目安というか、何かそんなようなことはないのでしょうか。先ほど言われたのは、地域におけるコミュニティー形成に寄与しているという点は確かにあるかとは思いますが、あくまでも目的は商店街の活性化だというふうに思っておりますので。

○産業振興課長 はい。例えば、商店街の役員だけで見ますと、かなり高齢化して、なかなか若い方とかがいなくて、やはり毎年同じような内容でイベントを実施する傾向もございまして、そういう意味では、できるだけ商店会以外の地域のいろんな団体、PTAとかNPOでも結構ですけども、いろんな方がいますので、そういう方を取り込んでそういうイベントを開催してもらいたいというようなことは常々商店会の方には話をしていますけれども、そういうことができる商店会もあれば、やはり毎年同じようなメンバーで、同じようなイベントを繰り返す傾向もある商店街もございまして。

○政策経営部長 非常にたくさん、メニューとしては補助金が並んでいるんですが、正直言いまして、なかなか商店街の活性化というのは難しい。もちろん、商店街の方々もいろいろ努力されているんですが、それに対してどういう支援をしていったらいいのか、支援をしていく効果が一番あるのかという点については、区としてもいろいろ試行錯誤してきたんですが、なかなか難しいというところが率直なところでございまして。

例えば、21-3ですね。予算規模としては多いんですが、ここのアーケードや街路灯、モ

ニューメントの整備については、これは東京都の補助事業ということもありまして、計画的にその制度を使ってやっていかないと商店街の負担というのがかなり大きくなり過ぎちゃいますので、そういう点では計画的にやっていこうということなんです、これもやはり、率直に言って、商店街の負担、地元負担というのがありますから、どこでもできるということではない。ある程度力のある商店街から順にやってきているということもありますし、東京都全体での予算の枠取りというのもありまして、そういう点では2年あるいは3年に1件あって、ハードの事業、そして、それをつなぐソフトの事業といたしますか、そういうようなことを行っているというのが状況でございますね。

あと、21-5の元気を出せ商店街事業につきましては、これはやはり商店街からの要望といたしますか、それが非常に多い事業の一つということになっています。これについては、東京都の方もいろいろな見直しをしているんですが、23区の区長会は、商店街の要望も受けまして、これについては充実をしてほしいということで、東京都の方の予算要望では必ず出てくる、そういう内容になっています。そして、いろいろやっていく中で、どうしても商店街の事業補助に決定打が出ないということで、最後といたしますか、これではどうかとって考えたのが22の千客万来・アクティブ商店街事業です。これはもう、こういうことを事業補助としてこういう事業に補助金を充てようというんじゃなくて、自分の商店街には一番これが適当だ、だから商店街でやりたいんだと、みずから工夫して申請をする。それに学識経験者も加わっていただいて審査会を設置して、その中で決定をする。その関係で、1団体につき1,000万円上限ということで、大きく出しているわけですね。

これについての効果というのは確かに検証していかなくちゃいけないんですが、正直申し上げて、ずっといろいろ細かい事業単位で補助目的を決めた補助金から、こちらの方で総合型というか提案型の補助事業をやってみた。そうすると、もう、補助事業としてはかなりやることはやってきたなという感がありまして、今後どうするんだというようなところは、これは今、所管の方でもいろいろ悩みながら検討しているという状況で、ちょっと解説的になっちゃいましたけど、今までの補助金の流れで言うところのこういうものがありまして、それ以外の、例えば23番の商店街地域経済交流というのは、そういう中で、交流というところに着目してやってみたらどうかというのが出たのがこの23番。これは比較的新しく、16年度からの事業実施ということになっていると思います。

○会長 はい。いろいろなメニューがあるんですけども、現在のこういうメニューの組み立て方がいいのかどうかということも、あるいは、いろいろ効果を検証していく中で再考

していかなきゃいけないと思いますが、こういう企画提案的な要素、それぞれの補助金によって程度が違って、「千客万来」になりますとかなり自由度が高いというお話だったんですけれども、もっとオープンに、商店街同士、企画・公募して、オープンな形で公募で公開プレゼンテーションするとか、何かそういうような形で、区民とかを巻き込むような形で、あるいはこういう補助金をとるためには、先ほども課長さんからもお話ありましたけれど、NPOとかを巻き込むようなことを要件に加えていくとか、いろんな工夫をしてみながら考えていかないと、なかなか難しいのかなとは思いますがけれども。

今やっているその公募というのは、こういうを出してくださいよといって、すべての補助金、ある意味では申請してやるので公募ですけれども、必ずしも公開で競争させてというわけではないわけですよ。公開の場でという、そういうような形での公募というのをしているわけではないですよ。

○産業振興課長 千客万来事業であれば、そのとおりです。

○会長 審査委員がいて、そういうふうに審査するという形になっているわけですね。

○産業振興課長 はい。ほかの事業は、基本的には申請があって、その申請の中で、経費がちょっと、飲食とか、そういう対象外の経費がありますよとか、そういう指導はしますが、基本的には千客万来以外は申請で、内容が、あとは東京都の方も審査しますので、そこで決定すれば決まるということでございます。

○会長 施設整備の補助金に関しては、これは都が絡んでいるということもありますけれども、ちょっとまた、違うかもしれませんが、それ以外の、いらっしやいマップとかホームページをつくるとか、どこまで区分するのかという問題はあるのかなと、こういう点に特に使うということであれば、審査する際に少し余計にプラスしますよとかいうことはあるとしても、かえって、余り個別に分かれ過ぎると使いにくくなるのかどうかというのは、私、よくわかりませんが、そういった点も少し考えてみる必要があるのかもしれませんが。ただ、その商店街の規模によって、やはり申請できる金額というのはいろいろあるでしょうから、これもまた段階といいますか、小規模なところがエントリーしやすいものと、あるいは、大規模なところが大胆に打って出るような事業をできるものと、そういうようなことは必要かもしれませんが。

こういう、いらっしやいマップとかホームページというのを見て、どれだけ、本当に売り上げにつながっているのかどうかというのは、検証する必要がある。でも、なかなか検証しづらいでしょうし。でも、実際、どうなんでしょうね。ホームページをつくっても、

恐らく更新されていないのが実態じゃないかなと思うんですよね。こういうマップとかも、どうでしょうね、本当に商業的にやっているものの方がよほど充実していて、普通はそちらの方を見てしまうんじゃないかというような気もしなくはないんですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長 マップは、今はいろんなフリーペーパー等ございますけれども、あくまでも商店街の中だけでのマップですので、そういう意味では商店街の方も工夫しまして、それぞれの個店の売りを紹介するとか、俳句でもないんですけども一言書くとか、あるいは、区の施設の案内とか病院の案内とか、そういうのをちょっとつけ加えて、家庭の電話のところに置くような形で利用できるように考えると、それなりに商店街の方も考えてございますので、全部がいいとは申しませんが、商店街によっては非常によく考えているところもございます。

○会長 何かそういうのも、いろいろ、実際に事業に出したものの、活動成果としてそういうマップ自体は上がってきて所管の方でお持ちでしょうから、そういう中でこういうのが特にいいとか、表彰するということも大げさですけど、何かそういうような形でやって、いろいろお互いに情報交換できるようなことも進めていく必要があるかとは思いますが。

以上、商店街関係のですけども、いかがでしょうか。

○委員 区としても商店街の活性化について非常に苦慮されているということで、確かにこの団-22の「千客万来」については、補助割合10分の10ということで、補助金と言えるかどうかちょっとわからないぐらい頑張っているからって、よくわかるんです。

この適正化の方向の理由のところ、「商店街や地域の活性化や発展に寄与しており、継続する」というふうに書かれているんですけど、この「寄与しており」というのはどんな実績か、教えていただけますか。

○産業振興課長 この事業が始まりましてから、それぞれの商店会の方も刺激を受けて、例えば、今回、和泉明店街というところで沖縄タウンの商店街にしようということで、店構えを変えたり、沖縄から商店を引っ張ってくるというようなことで、かなりマスコミ、新聞・テレビ等に報道されまして、そういう意味で、ほかの商店街から見てもそこまでやっている商店街はすごいなということで、区内の商店街から見学に行くとか視察をする、あるいは話を聞く。こういう傾向は、久我山の場合もホテル祭りというのをやっていますけども、これも私どもが行くと、いろんな商店街の会長さん、役員さん方が来てまして、状況を見ていますので、そういう意味では、こういう大きな補助金制度をつくって、区内

の商店街にもある程度刺激を与えた効果は大きいのかなというふうには思っています。

○委員 それは、売り上げ等にも結びついてという意味ですね。

○産業振興課長 その売り上げがなかなか難しいところで、今、景気の方もなかなか難しい局面で、全体的に売り上げが落ちている中で、何とか前年度並みに持ちこたえようとか、そういうような声を聞いていますので、末端の地域経済の商店の方は、景気の動向から見ると、かなりやっぱり厳しい状況はございます。

ただ、和泉明店街の沖縄タウンについては、3月からオープンしたんですけれども、土曜・日曜日の人出が四、五倍にふえたというような状況は聞いています。

○会長 まず、人に来てもらうということですから、それにはマスコミに取り上げてもらうのが一番いいわけですね。では、よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、24番、25番をお願いします。

○事務局 24番 商店街防犯カメラ設置補助金、25番 商店街組合等補助金について説明。

○会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員 教えていただきたいんですが、商店街の法人化を促進するって、法人化というのはどんなメリットがあるんでしょうか。

○産業振興課長 商店街振興組合法というのがございまして、杉並区の場合は140商店街の中で法人化されているのが17しかないんですけれども、一般的に、法人化することによって、例えば装飾灯とかアーケードをつくる場合に金融機関からお金を借りる場合の信用力がつくとか、あるいは、いろんな意味で責任を持った団体として外から見られる。また、いろんな事業を展開していく場合も、法人化することによって組織のまとまりもございしますので、販促活動とか歳末大売出しとか、いろんな事業を比較的行きやすいということで、杉並区としては法人化を促進しておりますけれども、例えば世田谷区などに比べると、法人化している商店街数は非常に少ない状況でございます。

○委員 今言われた法人化を促進する観点から事業の再構築を検討するというのは、この同じ商店街組合と補助金の中でという意味なんですか。

○産業振興課長 今、振興組合を形成しているところは、補助金を今までもまたもらっている上にまたもらいますけれども、新しく手を挙げるところがあれば、法人化することによって、こういう補助金がありますよというような形で、そういう促進をする意味合いでの存続をしてもらいたいというのもございます。

○会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、時間の関係もありますので次にいきたいと思いますが、26番ですね。杉並産業協会補助金についてですが、再審査ということで。

○事務局 26番の杉並産業協会補助金について説明。

○会長 いかがでしょうか。

17年度は従来どおり100万円という予算がついておりますが、来年度以降段階的にという部分でよろしいのでしょうか。あるいは、もう、それからどのぐらいの先ということをお願ひしたいんですが。

○産業振興課長 まだ、検討中でございます。

○会長 わかりました。方向性としては、終期を設定し、段階的に廃止することを検討されているということですね。事務局といいますか所管の方ではそうだとということですので、あとは我々がそれぞれどう考えるかということになろうかと思ひますけれども。

こういう方向で廃止するとした場合、製造業等の振興策ということに関しては、この点についてはどうなんでしょうか。

○産業振興課長 先ほどまで、商店街の方は、いろんな商店街活性化のために、補助金制度がいろんな、小さなものから、大きな、総合的なものまでございましたけれども、こういう産業・工業促進の方は、なかなか、今までこれといったものがない中で、産業協会への補助という形でいきますので、具体的にどういうふうな方法があるのかということとは、ちょっとまだ今、検討中でございます。

○会長 杉並区で、この製造業等というふうになるというものは、何か、例えば商店街であれば商店街というつながりがありますけれども、製造業といつても、どう言っていたらいいんでしょうね。なかなかそこが難しいということで、こういう産業協会というところに補助金ということだったと思うんですけども。ご検討中だということであれば、あれですが。より効果的なあり方といいますか、補助金という形になるのかあるいは別の形になるのかということもあるかと思ひますけれども。

何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、最後になります。団体の34番ですね。また、ちょっと商店街の方に戻りま

すが、お願いします。

○事務局 34番 商店街カラー舗装補助金について説明。

○会長 平成17年度の国庫補助というのは、これは単年度であるということなんですね。

○建設課長 そうでございます。西荻の、地域を指定した中での、単年度の事業です。ですから、ほかの地域では採用はしていません。

○会長 いかがでしょうか。これも、カラー舗装化してお客さんがどれくらいふえるのかとか、そういう効果といいますか、今まで検証というのは何かされているんでしょうかね。

○建設課長 具体的にそれで商売が上がったかどうかというのは、ちょっと、数値は上がっていないんですけど、確かに商店街の活性化になるということで、自分たちもこれを機にして頑張ろうというのが地元の機運が盛り上がっているのと、もう一方、私たちは道路管理者なので、そこを色を変えて、一つは安全な歩行空間をつくってゆっくり買い物ができるのと、やっぱり景観的にもゆったりできるという。商店街の活性化だけじゃなくて、そちらの方も重視してやっております。

○会長 それから、補助限度額5分の3、都の補助金がある場合3分の2ですけど、これ、どうなんでしょうか。実際にかかった費用のうち、実際にはどれぐらい、この補助金というのが。実際に何メートルでどれぐらいとか、あるんでしょうけれども。

○建設課長 わかりやすく言うと、舗装をしているんですけど、舗装には下からいろんな砂利を入れたりするんですけど、この材料費というのはカラー舗装をするブロック代を指しているんですね。ちなみに、今、1平米当たりのカラーブロックが大体9,000円から1万円ぐらいするんですけども、例えば1万円とすると、その3分の1が地元で3分の2が区と東京都が補助していくというような話で、具体的には、だから、地元が3,300円払えば区と都で6,600円払うというような形の補助なんですね。

○会長 実際には、事業をするときには、上のブロック部分だけでなく下の部分もやることになるので、工事費全体としては相当かかるということになりますね。

○建設課長 ええ、そうですね。全体でやると、舗装、全体をやると、平米当たり2万5,000円ぐらいかかりますから、そういう面では、全体では補助金というのはわずかで、全体の中の大体10%未満ですね。

○事務局 今回おつけした資料の、団体34の資料の裏面に経費内訳として、これが平成15年度に実施した阿佐谷の松山通りという商店街なんですけれども、そこに具体的な区負担額等は記載をしております。

○会長 はい。

○政策経営部長 ここに資料がありますけど、今、建設課長が申し上げたように、上の見える部分での補助はあるんですけど、実質はその下の方の、工事費については区が、実質的には負担しているということです。

○会長 そうなんですか。商店街の負担は、では少ないということですね。

○政策経営部長 少ないんです。ですから、上かけ1枚、皮をそいで、そこだけカラー舗装するということはちょっとできませんので、そのための下の地ならしというか、構造的なところは区がやって、その上に載っける部分の一部を商店街で負担していると。

○委員 その下の部分というのは、どんな費目で出されているんですか。

○建設課長 それは土木の舗装事業でやっています。

○会長 ほかにいかがでしょうか。商店街については、やれることはやっているという感じもしたくないんですが。まあ、これは構造的な問題と言われることもあるでしょうから、効果に結びつけるというのは、なかなか、非常に難しいんでしょうね。ただ、中ではやはり比較的うまくいっているところと、そうでもないところもあるわけですし、補助金を出す以上は、よりよい方向につながるようにしていただくしかないと思うんですが。

ざっと、また、きょうも駆け足で見えてきましたが、予定の時間も少し過ぎておりまして、いかがでしょうか、何か全体を通してご意見、ご感想等があれば承りたいと思いますが。よろしいでしょうか。

○委員 商店街の事業補助金についてはたくさんございますので、私もきょう初めて勉強させていただきましたけれど。

最後のところの、商店街のカラー舗装の補助金につきましては、私たち地域に住む住民といたしまして、まちの魅力を高めるのに大変有効だなと思って、感じています。そして、私たちがまちを歩くにしても、きれいに、いわゆるごみを出さない、ガムなんかもたくさん落ちておりますけれど、そういう、商店街の両側の方が、一生懸命、夜になるとお掃除をして、はがして、きれいな道路をいつまでも守っていくというように皆さん協力しているようでございますので、私たちが買い物に行くのに気分よく買い物ができるということで大変に有効であるかと思っておりますので、今後とも補助金を継続すべきかなど、私は思っておりますので、よろしく申し上げます。

○会長 はい。それでは、よろしいでしょうか。

では以上のとおりということで、また個別の審査についてはまた今後ということですが

れども、そこで、今後のスケジュールについて、事務局の方からよろしく申し上げます。

○財政課長 今後のスケジュールについて確認。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、きょうも大量の補助金について見てきましたが、また次回、8月4日、よろしく申し上げます。どうも、きょうはありがとうございました。